

発議第 2 号

庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条及び庄原市議会会議規則（平成 17 年庄原市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり条例案を提出する。

平成 27 年 3 月 25 日

提出者 議会運営委員会 委員長 堀 井 秀 昭

庄原市議会議長 様

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴う所要の改正、庄原市行政組織条例の一部改正に伴う常任委員会の所管事項の改正、予算決算常任委員会の新設に伴う所要の改正を行おうとするものである。

## 庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例

庄原市議会委員会条例（平成 17 年庄原市条例第 220 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

（4） 予算決算常任委員会 19 人

第 2 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項第 4 号に規定する予算決算常任委員会において、決算に関する事項の審査を行うときは、議会から選任された監査委員の職にある者を除く。

第 21 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例に基づく」を「法律に基づく」に改める。

別表総務財政常任委員会の項中「債権対策課」を「債権収納課」に改める。

別表に次の 1 項を加える。

予算決算常任委員会	予算及び決算に関する事項
-----------	--------------

### 附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項及び第 3 項の改正規定は、次の常任委員会委員選任のときから適用する。